

賑わい創出業務委託仕様書

1 業務の名称

賑わい創出業務委託

2 委託期間

業務委託締結の日から平成31年3月31日まで

3 業務の背景及び趣旨

市役所1階のホールについて、武雄市役所を訪れた方が空き時間に、武雄の魅力に触れる機会・場所の創出が必要と考える。また、展示会などの利用を想定しているが利用実績がない現状を踏まえ、機能の充実や利用方法についての検討が必要と考える。

今事業では、魅力を伝えるコンテンツ（パネルや動画）の制作を行うとともに、市民ギャラリーとしての空間演出を行う。

4 業務内容

(1) 魅力を伝えるコンテンツ制作

武雄の魅力を伝える常設のコンテンツの制作を行う。

使用できる現状の設備として、大型サイネージ（55V型モニター×9面）と、壁の吊り下げフックがある。

※ 想定されるコンテンツ：動画（映像）、パネル

(2) 空間演出

市民や観光客が立ち寄りやすく、さらに武雄の魅力を伝えることができるような演出や、市民ギャラリーとして今後利用しやすい環境整備を行う。

(1) で制作するコンテンツと組み合わせても良い。

5 成果品

(1) 魅力を伝えるコンテンツ

(2) 市民ギャラリーに必要な備品等

6 業務担当者及び業務管理

(1) 受託者は、業務監督者及び業務担当者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する業務担当者を配置するものとする。

(2) 業務監督者は業務全般に渡り、技術的管理を行うものとする。

(3) 受託者は、常に市担当者との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

7 委託業務の実施体制

受託者において、4 (1) ～ (2) を実施するものとする。

8 その他留意事項

- (1) 成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 業務のために収集した資料、情報等は許可なく漏洩してはならない。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合は別途協議するものとする。
- (4) 本仕様書に明記のない事項その他不明な点については、担当部署と協議の上、決定する。
- (5) 委託業務に係る経費について、委託者が執行状況に関して領収書等の開示を求めた場合、受託者は開示に応じるものとする。

9 個人情報の取扱い

発注者及び受託者は個人情報の取り扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受託者は個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。

- (1) 個人情報とは、個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。
- (2) 受託者は、本業務により取得した個人情報（発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合も含む）した後においても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務を実施するための取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。
- (4) 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合も含む）した後においても同様とする。
- (5) 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複写し、又は複製してはならない。
- (6) 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第3者にその取扱いを伴う業務を再委託してはならない。
- (7) 受託者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生又は発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。
- (8) 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後（解除の場合も含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去を指示した時は当該指示に従うものとする。
- (9) 受託者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受託者における取得個人情報等の管理状況について随時、受託者に対して取得個人情報等の取扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。

10 担当部署

武雄市企画部広報課 担当：古賀

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

TEL 0954-23-9121 FAX 0954-23-3816（代表）